

### 第3 基本的人権とさまざまな人権課題

1 人権とは何か .....	33
2 人権思想の普及 .....	33
3 人権教育の国内外の動き .....	34
4 人権擁護施策推進法等に基づく取組 .....	34
5 同和問題をはじめとするさまざまな人権課題 .....	35
(1) 同和問題 .....	35
(2) 女性に関する問題 .....	36
(3) 障がい者に関する問題 .....	37
(4) 外国人に関する問題 .....	38
(5) 高齢者に関する問題 .....	38
(6) 性同一性障がい者に関する問題 .....	39

## 第3 基本的人権とさまざまな人権課題

### 1 人権とは何か

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利ということが出来ます。

人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利—それが人権である。この人権の尊重こそが、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるよう期待されている。つまり、政府のみならず人々の相互の間において人権の意義が正しく認識され、その根底にある「人間の尊厳」が守られることが期待されているのである。

(平成11年7月の人権擁護推進審議会『人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について』答申より抜粋)

人権は、人間の尊厳性の自覚と表裏一体の関係にあります。ですから、人権が尊重されないところでは人間としての尊厳を保つことができず、反対に人間の尊厳性が認められないところでは人権の尊重もありません。人権の尊重は人間の尊厳性の自覚とともに生まれ、人間の尊厳性の自覚が強くなればなるほど、人権の尊重も強く要求されてくるものです。

### 2 人権思想の普及

人権を尊重し、人権をその侵害から守るためには、まず我々一人ひとりが、人権とは何か、人権の尊重とはどういうことかをはっきり理解していなければなりません。

人権は、我々の日常生活における水や空気のようなもので、人権が尊重されている間は、その大切さに気がつかないものです。そして、それが侵されたとき、初めて、これは大変だと気づくという性質のものです。しかし、侵されてしまってからでは既に手遅れです。憲法12条も「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によっ

て、これを保持しなければならない。・・・」と規定して、人権の保持については、国民自身がその努力をしなければならない責務を持っていることを明らかにしています。

人権思想の普及と定着が何より必要とされる理由はここにあるのです。

### 3 人権教育の国内外の動き

平成6（1994）年12月の国連総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に関わる施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7（1995）年12月、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置しました。推進本部においては、平成9（1997）年7月に『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画』を取りまとめました。

この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、わが国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標としています。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、「人権教育のための国連10年」の展開において、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組んできました。

その後、国連は「人権教育のための国連10年」の成果と課題を踏まえ、人権教育の一層の推進をめざして、平成16（2004）年12月に「人権教育のための世界計画」を採択し、平成17（2005）年1月から始まった第一フェーズにおいては、特に初等・中等教育に焦点をあてた取組が進められています。我が国はこの計画の共同提案国として、引き続き積極的に人権教育に関わる施策の推進に取り組んでいく必要があります。

### 4 人権擁護施策推進法等に基づく取組

平成9（1997）年3月、人権擁護施策推進法が施行され、この法律により、国は人権尊重の理念に関する教育及び啓発に関する施策及び人権侵害被害救済の施策を推進する責務を負うこととされ、今後の「人権教育・啓発の基本的あり方」、「人権侵害被害救済のあり方」を審議する審議会を設置しました。

平成11（1999）年7月には、「人権教育・啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が行われました。この答申においては、人権尊重の理念について国民相互の理解を深めることを目的に行われる人権教育、啓発の果たす役割は極めて大きいとされ、行政、学校、社会教育等施設、企業等、民間団体、マスメディア等の各実施主体はそれぞれの役割に応じ、相互に連携協力して総合的かつ効果的に人権教育・啓発を推進していく必要があるとしています。

平成12（2000）年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育及び人権啓発に関する計画の策定が国に義務づけられるなど、国、地方公共団体等への人権教育、人権啓発の実施の責務も明確化されました。

これに基づき、平成14（2002）年3月には、国において「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、「人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け」、「人権一般の普遍的取組、各人権課題に対する取組及び人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等」推進すべき施策の方向や体制の確立等が示されたところです。

一方、平成13（2001）年5月には「人権救済制度のあり方」についての答申が行われ、人権救済機関の設置と、あらゆる人権侵害を対象とした相談、斡旋等の任意的手法、調停、仲裁、勧告、公表、訴訟援助等の積極的救済の実施等について答申されました。

このように、今後においては人権教育、人権啓発の取組が、行政、企業、民間団体等国民各層の連携協力のもと、積極的に取り組まれることになっているのです。

## 5 同和問題をはじめとする様々な人権課題

人権の問題といっても、差別、虐待、暴力、プライバシーの侵害、いじめ等多岐にわたります。その中でも同和問題は最も深刻にして重大な社会問題であり、その解決は国民的課題として位置づけられてきました。そこで主な人権問題の現状をみると以下のとおりです。

### （1）同和問題

わが国社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、日本国民の一部の人々が長い間経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられてきました。これらの人々の中には、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他日常生活の上でいろいろ差別を受けることがあります。これが同和問題といわれるもので、最も深刻で重大な社会問題の一つです。

この問題を解決するため、昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。その後「地域改善対策特別措置法」（昭和57（1982）年）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和62（1987）年）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」（平成4（1992）年）、「同法一部改正」（平成9（1997）年）を経て平成14（2002）年3月末で特別対策は終了し、以後は一般対策へ移行しています。

これらの諸施策によって、物的な基盤整備は大きく進んでほぼ格差は解消したものの、国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成11（1999）年7月人権擁護推進審議会答申）ため、結婚における差別、差別発言、差別落書き等の事象は依然として存在しています。さらに、情報化の進展に伴い差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、平成28（2016）年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立しました。

関係行政機関では、人権擁護の立場から関係者に対する個別的な啓発を行うとともに、企業をはじめ県民一般に対しても、同和問題が重大な人権問題であることを十分理解していただくよう努力し、差別意識の解消を図っています。

## （2）女性に関する問題

国際連合は、昭和54（1979）年、第34回総会において「女子差別撤廃条約」を採択し、（日本は昭和60（1985）年6月に批准）、また平成7（1995）年9月には北京市で「第4回世界女性会議」を開催しました。この会議は、「平等・開発・平和への行動」をテーマに昭和60（1985）年ナイロビ世界会議で採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全実施をめざし、同戦略の実施状況を見直し、評価を行い、西暦2000年に向けた優先行動計画を立てるために開催されたものでした。

これらを受けて、わが国でも平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、同年12月、同法に基づいた「男女共同参画基本計画」も制定され、これらにより男女共同参画社会形成のための取組を推進しているところです。

男女平等の理念は、日本国憲法にも明記されているところであり、現在のわが国では、法制上男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には今なお、長い歴史を通じて培われた社会通念や慣行が残存しており、このことが家庭や職場において種々の男女差別を生む原因となっています。

また、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する新たな人権侵害も深刻なものがあります。

そこで、関係行政機関においては、各種の広報・啓発活動等を行って男女平等の理念の普及高揚を図るなど、女性の人権擁護に努めています。

### (3) 障がい者に関する問題

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定していますが、現実には、障がい者は、様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。

障がい者問題に関する国際的な動向をみますと、国際連合では、国際障害者年（昭和56（1981）年）の「完全参加と平等」の趣旨をより具体的なものとするため、昭和57（1982）年に「障害者に関する世界行動計画」を採択するとともに、この計画の実施を図るため、昭和58（1983）年から平成4（1992）年までの10年間を「国連・障害者の10年」と宣言し、各国において行動計画を策定し、障がい者の福祉を増進するよう提唱しました。

一方、わが国では、国際障害者年推進本部（昭和55（1980）年3月設置）において、昭和57（1982）年3月「障害者に関する長期計画」を決定し、さらに、障害者対策推進本部（昭和57（1982）年4月設置）において、昭和62（1987）年6月『障害者対策に関する長期計画』後期重点施策」を決定し、障がい者対策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

「国連・障害者の10年」は平成4（1992）年末に終了しましたが、同年4月、国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）第48回総会において「アジア太平洋障害者の10年」（平成5（1993）年～平成14（2002）年）の決議が採択される等、国際的に新しい動きがありました。これと並行して、わが国においては、平成5（1993）年3月に新たな長期的視点に立った障がい者対策に関する計画として「障害者対策に関する新長期計画」を策定、平成14（2002）年12月には平成15年度から10年間の「新障害者基本計画」が、平成25（2013）年9月には平成25年度から5年間の障害者基本計画第3次計画が閣議決定されました。平成22（2010）年6月からは、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」という閣議決定等に基づいて、障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障がい者に係る制

度の集中的な改革の推進を図るため「障害者差別解消法」が制定され、「障害者雇用促進法」が改正されました。

#### (4) 外国人に関する問題

わが国には従来から在日韓国・朝鮮人の人々をはじめ多くの外国人が居住しており、また近年では、平成2（1990）年の「出入国管理及び難民認定法」の改正により、さらに多くの国々から多様な民族、国籍の人々が来日し、居住するようになってい

ます。こうした中、平成19（2007）年には総務省により「多文化共生の推進に関する報告書」が出されました。そこでは、外国人住民をとりまく課題として、住居や仕事を探す外国人住民に対する差別や、日本語を理解できないことで情報や知識が不足し、行政サービスを含む様々なサービスを受けることができないなどの課題があることが指摘されています。

在日韓国・朝鮮人の人々に関する問題は、わが国による併合、不本意な移住や強制的な労働など過去の不幸な歴史的経緯があり、また、それに伴う蔑視や差別も強かった時代が長く続いたという背景も正しく認識しておかないと真の理解を得られない問題です。このような蔑視や差別などはあってはならないものですが、ヘイトスピーチなどの民族・国籍のちがいを理由とする差別は依然として存在しています。

関係行政機関においては、平成21（2009）年の「出入国管理及び難民認定法」の改正等の法改正を行ったり、各種の広報・周知活動等を行ったりして、在留外国人の人権擁護に努めています。

#### (5) 高齢者に関する問題

我が国の高齢化は世界に例をみないスピードで進展しており、平成47（2035）年には3人に1人が65歳以上になると予想されています。

高齢化に対応する国際的動きをみると、昭和57（1982）年ウィーンで開催された国連の世界会議で「高齢化に関する国際行動計画」が、また、平成3（1991）年第46回国連総会で「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択されています。平成4（1992）年の第47回国連総会においては、平成11（1999）年を「国際高齢者年」とする決議も行われ、各国における高齢化社会に備えた取組が行われることになりました。

わが国においては、平成7（1995）年12月に「高齢社会対策基本法」が施行され、

同法に基づいて平成8（1996）年7月「高齢社会対策大綱」が閣議決定され、各種の対策が講じられました。平成13（2001）年12月及び平成24（2012）年9月には、引き続いて新しい大綱が閣議決定されています。

高齢者に関わる人権問題としては、高齢者に対する身体的、精神的な虐待、財産の侵害のほか、就労を含む社会参加の困難性などがあります。

関係行政機関は、高齢者が社会活動に積極的に参加できるよう、また、安心して自立した生活ができるよう、広く啓発や条件整備等に努めています。

## （6）性同一性障がい者に関する問題

性同一性障がいとは、身体の性と心の性とが食い違っており、心の性と異なった自分の体や服装などに対して強い違和感・抵抗感を覚えるもので、我が国では、平成9（1997）年より医学的治療の対象となっています。

また、平成16（2004）年には、「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害者特例法）」が施行され、性別の変更も認められるようになりましたが、性別変更には様々な要件を満たす必要があり、容易ではありません。

性同一性障がいのある人々は、心の安定を得るために心の性に応じた服装を選択しています。そのことに対する理解が十分でないため、差別や偏見の眼差しで見られることが多く、就職活動など、社会生活を送る上で様々な困難に直面しています。また説明しても理解されにくいいため、自分自身の思いを語れないことによる苦しさも感じています。

関係行政機関では、正しい理解を促す啓発活動を行うとともに、就職活動をサポートし、社会の正しい理解のもとで、性同一性障がいのある人々が自分らしい生活を営むことができるよう環境づくりに努めています。